

令和 8 年 5 月 25 日までに振り仮名の届出がなく、本籍地の市区町村長によって、氏や名の振り仮名が記載された場合は、1 回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく振り仮名の変更の届出ができます。

◆「振り仮名通知」に記載された振り仮名と異なる振り仮名を届け出る際、読み方が一般的でない場合は、その読み方を現在使用していることを確認できる書類（旅券、預貯金通帳、健康保険証など）が必要となる場合があります。

午前・午後 時 分受領

氏の振り仮名の変更届

(令和 5 年改正法附則第10条、第11条)

令和 8 年 6 月 30 日 届出

東京都江戸川区長 殿

本 籍		東京都江戸川区中央一丁目 4		番地 番
		(変更前のフリガナ) エトカワ タロウ		
筆頭者の氏名		江戸川 太郎		
氏 の 振 り 仮 名 (カタカナ)		変更前 エトカワ	変更後 エドガワ	
お な じ 戸 籍	(フリガナ) タロウ 筆頭者 (名)	(住所…住民登録をしているところ) 東京都江戸川区中央 4 丁目 4 番 1 号		
	太郎			
	配偶者 ハナコ	東京都江戸川区中央 4 丁目 4 番 1 号		
	花子			
	イチロウ	東京都江戸川区船堀 4 丁目 1 番 1 号 船堀ハイツ 101		
	一郎			

振り仮名は
「カタカナ」で
記入してください。

届出人は、下記のとおりです。

- (第 1 順位) 筆頭者および配偶者（配偶者がいない場合は筆頭者）
 - (第 2 順位) 筆頭者が戸籍から除籍されている場合は配偶者
 - (第 3 順位) 筆頭者および配偶者が除籍されている場合は子
- 他の在籍している方と十分にご相談のうえ届出してください。

そ の 他	署名は、届出人ご本人が自署してください。（※押印は任意です。）	
届 出 人 署 名 (※押印は任意)	☒ 筆頭者 ☐ 子 江戸川 太郎 印	☒ 配偶者 江戸川 花子 印
生 年 月 日	昭和 5 9 年 1 月 1 日	昭和 5 8 年 4 月 1 日

届出内容について、担当からご連絡する場合があります。
平日の日中に連絡が可能な電話番号（携帯番号など）を
記入してください。

連絡先
電話 090 (XXXX) XXXX
自宅・勤務先 ()・携帯